

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 NO.10
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】 日本無線株式会社 取締役社長 諏訪 頼久
 【住所又は本店所在地】 東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
 【報告義務発生日】 平成17年12月9日
 【提出日】 平成17年12月15日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名
 【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	アロカ株式会社
会社コード	7704
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都三鷹市牟礼六丁目22番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	日本無線株式会社
住所又は本店所在地	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 24 年 10 月 1 日
代表者氏名	諏訪 頼久
代表者役職	取締役社長
事業内容	無線を主とする電気通信機械ならびに附属装置の製造販売

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都三鷹市下連雀五丁目 1 番 1 号 常務取締役 岡島 昂一
電話番号	(0422) 45-9774

(2)【保有目的】

<p>当社は、日清紡績株式会社が実施した新日本無線株式会社（以下「新日本無線」）株式についての公開買付けに応募し、当該公開買付けが 12 月 9 日をもって成立・終了致しました。これにより、当社の新日本無線発行株式の持分比率は、50.49%から 1%未満と減少し、新日本無線は本件における共同保有者でなくなります。</p>

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券（株）	2,000,000		
新株引受権証券（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 2,000,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 2,000,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 17 年 12 月 9 日現在)	S 30,350,400
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	6.59%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	6.59%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
H17.11.8	普通株式	3,500,000	処分	782
H17.12.8	普通株式	9,830,000	処分	773

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	191,144
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	191,144

② 【借入金の内訳】

該当なし

③ 【借入先の名称等】

該当なし

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	新日本無線株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋横山町3番10号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和34年9月8日
代表者氏名	久米 一弘
代表者役職	取締役社長
事業内容	電子部品の製造及び販売

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都中央区日本橋横山町3番10号 総務部長 高橋 美幸
電話番号	03(5642)-8222

(2)【保有目的】

当社は、日清紡績株式会社が実施した新日本無線株式会社（以下「新日本無線」）株式についての公開買付けに応募し、当該公開買付けが12月9日をもって成立・終了致しました。これにより、当社の新日本無線発行株式の持分比率は、50.49%から1%未満と減少し、新日本無線は本件における共同保有者でなくなります。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	1,800,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,800,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,800,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 12 月 9 日現在)	S 30,350,400
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	5.93%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	5.93%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

該当なし

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1, 147, 157
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1, 147, 157

② 【借入金の内訳】

該当なし

③ 【借入先の名称等】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) 日本無線株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)	2,000,000		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券カバードワラン ト	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,000,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,000,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年12月9日現在)	S 30,350,400
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	6.59%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	12.52%

委任状

平成17年12月12日

住所又は本店所在地
東京都中央区日本橋横山町3番10号

氏名又は名称
新日本無線株式会社
取締役社長 久本 一弘



私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は本店所在地
東京都三鷹市下連雀5丁目1番1号
2. 代理人の氏名又は名称
日本無線株式会社
取締役社長 諏訪 頼久

以上